

令和5年度 第6回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和5年8月9日(水) 午前10時から10時55分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

三 出席者

- 1 人事委員 委 員 長 小 松 哲 也
委 員 中 本 久美子
委 員 細 田 耕 治
- 2 事務局職員 事務局長 山 本 雅 美 次長兼給与課長 前 田 俊 和
任用課長 尾 田 聡 子 係 長 米 田 康 孝
係 長 山 口 玲 夏 係 長 河 崎 卓 哉
- ※新型コロナウイルスの感染防止の観点から、事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて隣室(執務室)から呼び出す形で対応
- 3 傍聴者 なし

四 議 題

- 議案第1号 鳥取県職員採用試験(令和6年4月採用予定 大学卒業程度(事務(キャリア総合コース)以外))の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について
- 議案第2号 鳥取県職員採用試験(令和6年4月採用予定 大学卒業程度(追加募集:事務、技術・専門職))の実施について
- 議案第3号 選考により採用する職に係る承認について(船舶乗組員)
- 議案第4号 管理職手当の区分の承認に係る専決処分の承認について
- 議案第5号 公益通報処理通則要綱の一部改正に係る専決処分の承認について
- 報告第1号 鳥取県警察官採用試験(令和6年4月採用予定 警察官A・B(1回目))の採用候補者の決定について
- 報告第2号 国家公務員の給与等に関する人事院勧告等の概要について

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第2号、第3号及び第5号並びに報告第2号は公開、議案第1号及び第4号並びに報告第1号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

鳥取県職員採用試験(令和6年4月採用予定 大学卒業程度(事務(キャリア総合コース)以外))の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第2号

鳥取県職員採用試験(令和6年4月採用予定 大学卒業程度(追加募集:事務、技術・専門職))の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

令和6年4月1日採用予定の標記の採用試験を、以下のとおり実施する。

1 概要

(1) 募集職種・採用予定者数

職 種		採用予定者数
事 務	総合分野コース	2名程度
社会福祉	福祉コース	1名程度
総合化学	食品化学コース	1名程度
保 健 師		3名程度
林 業		4名程度
土 木		15名程度
畜 産		1名程度
電 気		4名程度
計		31名程度

(2) 受験資格

ア 年齢等

事 務：① 昭和63年（1988年）4月2日から平成14年（2002年）4月1日までに生まれた人

② 平成14年（2002年）4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人若しくは令和6年3月31日までに卒業する見込みの人又は鳥取県人事委員会がこれらと同等の資格があると認める人

保 健 師：昭和58年（1983年）4月2日以降に生まれた人

その他の職種：① 昭和58年（1983年）4月2日から平成14年（2002年）4月1日までに生まれた人

② 平成14年（2002年）4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人若しくは令和6年3月31日までに卒業する見込みの人又は鳥取県人事委員会がこれらと同等の資格があると認める人

イ 資格・免許等

社会福祉、総合化学及び保健師には、職種に係る資格・免許等が必要。

ウ 国籍

日本国籍を有しない人にあつては、就労に制限のない在留資格を取得しているか、令和6年3月31日までに取得見込みであれば受験可能。

(3) 試験内容

ア 事務（総合分野コース）

試験種目	配点	内 容
第1次試験	100点	[多肢選択式・・・40問 2時間] 公務員として必要な一般的な知識及び知能についての筆記試験
	100点	[2時間] ①志望理由、②自己PR、③チャレンジした経験の3つのテーマで出題 ※事前提出ではなく、第1次試験当日に試験会場で記入。

	論文試験	120点	[1問 1時間] 公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験
	適性検査	—	職務遂行に関する適性についての検査
第2次試験	人物試験	600点	集団討論及び個別面接による人物についての口述試験

(注) 第1次試験で実施する論文試験の評価は第2次試験で行う。(第1次試験合格者のみ採点。)
また、第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用する。(第1次試験合格者のみ判定。)
なお、エントリーシートは、第2次試験の人物試験の参考資料としても使用する。

イ 技術・専門職

試験種目		配点	内 容	
第1次試験	専門試験	300点	電気以外	[多肢選択式・・・40問 2時間] 必要な専門的知識についての筆記試験
			電気	[多肢選択式・・・30問 2時間] 必要な専門的知識についての筆記試験
	論文試験	120点	[1問 1時間] 公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験	
	適性検査	—	職務遂行に関する適性についての検査	
第2次試験	人物試験	600点	集団討論及び個別面接による人物、専門的知識についての口述試験	

(注) 第1次試験で実施する論文試験の評価は第2次試験で行う。(第1次試験合格者のみ採点。)
また、第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用する。(第1次試験合格者のみ判定。)

(4) 試験日程

受付期間		8月10日(木) 午前9時～10月4日(水) 午後5時 ※原則としてインターネットによる申込とする。
第1次試験	試験日	10月21日(土)
	試験会場	鳥取会場：鳥取県庁 米子会場：鳥取大学医学部講義・実習棟
	合格者発表	11月8日(水) (予定)
第2次	試験日	11月中旬のうち指定する1日(予定)
	試験会場	鳥取県庁
	採用候補者発表	11月下旬(予定)

(5) その他

(3) 及び (4) の内容は、新型コロナウイルスの感染状況、申込状況等により一部変更することがある。

2 広報

以下のとおり積極的な広報を実施し受験者確保をはかる。

- ・受験案内を作成、県の機関等で配布
- ・ホームページ掲載
- ・SNS (LINE、Twitter、Facebook)、メールマガジン送信
- ・新聞(地元紙) 広告
- ・報道機関への資料提供
- ・求人サイトへ求人情報掲載

- ・大学へ求人情報提供
- ・関係機関に協力を要請 など

◇議案第3号

選考により採用する職（船舶乗組員）に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県教育委員会から以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認する。

1 申請理由

申請のあった職	採用予定者数	申請理由
船舶乗組員	2名	<p>海洋練習船「若鳥丸」の船舶乗組員としての業務に必要な経験や知識を有する者を充てる必要があるため。</p> <p>①船舶乗組員（機関部）：機関長の早期退職による欠員を機関士又は機関員により補充するもの。</p> <p>②船舶乗組員（甲板部）：甲板員（任期付職員）の任期満了による欠員を補充するもの。</p>

2 採用予定日

令和6年4月1日

3 能力実証の方法

教育委員会において選考を実施

(1) 試験内容

教養試験、小論文試験、面接試験での成績及び適性検査の結果並びに提出された書類により選考する。

(2) 受験資格

ア 年齢要件

昭和39年4月2日以降生まれの者（59歳以下）

イ 資格・免許

それぞれ、次の要件を満たす者（令和6年3月31日までに取得する見込みの者を含む）

①船舶乗組員（機関部）

- ・船舶職員及び小型船舶操縦者法第5条に規定する五級以上の海技士（機関）に係る免許を有すること

※上記の五級以上の海技免許に関しては、次の者についても受験資格を有するものとする。

- ・海技士国家試験の筆記試験のみの合格者
- ・登録船舶職員養成施設の課程を修了し、海技士国家試験の筆記試験を免除された者、又は免除予定の者

②船舶乗組員（甲板部）

- ・船舶職員及び小型船舶操縦者法第5条に規定する四級以上の海技士（航海）に係る免許を有すること

※上記の四級以上の海技免許に関しては、次の者についても受験資格を有するものとする。

- ・海技士国家試験の筆記試験のみの合格者
- ・登録船舶職員養成施設の課程を修了し、海技士国家試験の筆記試験を免除された者、又は免除予定の者

(3) 試験実施スケジュール（予定）

8月10日（木） 募集開始

9月11日（月） 募集〆切

9月30日（土） 試験日

10月27日（金）合格発表

4 人事委員会の判断

上記の職は「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

◇議案第4号

管理職手当の区分の承認に係る専決処分の承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第5号

公益通報処理通則要綱の一部改正に係る専決処分の承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

以下のとおり、令和5年7月組織改正により、「地域づくり推進部」が「地域社会振興部」に改組されたことに伴い、公益通報窓口等に係る規定について所要の改正に係る専決処分を行ったので報告するとともに承認を求める。

○専決処分の理由

組織改正（令和5年7月28日）に合わせて改正を行う必要があり、人事委員会を開催するいとまがなかったため。

○専決処分の日

令和5年7月21日

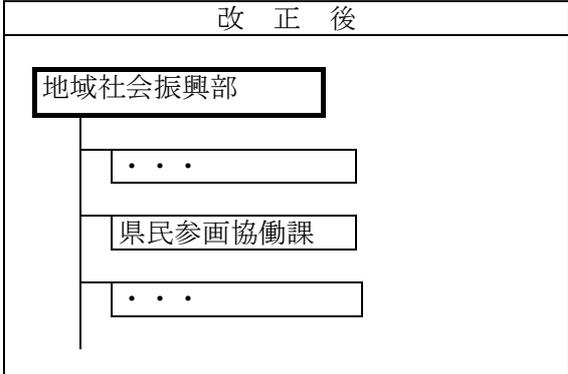
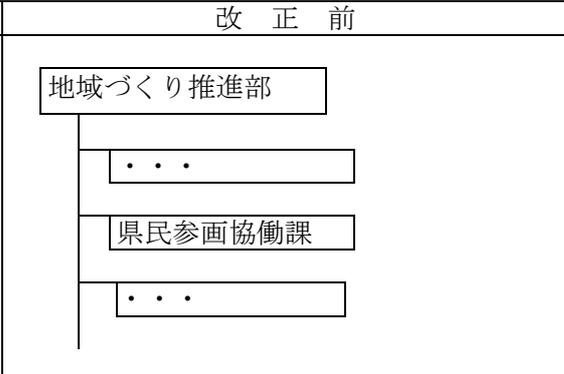
1 概要

○平成18年3月、公益通報者保護法の施行に合わせ、公益通報制度の運用に関し、知事部局その他の県の機関と連名で「公益通報処理通則要綱」を制定した。

○当該要綱では、事業者内部での犯罪や法令違反行為を公益のために通報した労働者が、解雇や減給その他不利益な取扱いを受けないよう、公益通報制度の運用に関し、以下のような事項を定めている。

- ・公益通報を受け付けた場合には、その内容をしかるべき担当に伝達すること。
- ・調査は、公益通報に基づくものであることを明らかにせず、通報者が特定されないよう行うこと。
- ・調査方法、調査の進捗状況、調査結果、調査に基づく改善状況等を適宜通報者に連絡すること。
- ・通報の内容や通報者が特定されるおそれのある情報を漏らさないこと。 ほか

※組織改正の概要

改正後	改正前
	

2 施行日 令和5年7月28日

◇報告第1号

鳥取県警察官採用試験（令和6年4月採用予定 警察官A・B（1回目））の採用候補者の決定について、事務局が報告した。

◇報告第2号

国家公務員の給与等に関する人事院勧告等の概要について、事務局が報告した。

【説明】

本年8月7日（月）に行われた国家公務員の給与等に関する人事院勧告等の概要は以下のとおり。

令和5年 公務員人事管理に関する報告の骨子



基本的な考え方

社会経済情勢や国際情勢が激変する中、国民の利益を守り、世界最高水準の行政サービスを提供し、活力ある社会を築く

➡ 行政の経営管理力を高め、公務組織の各層に有為な人材を誘致・育成することが不可欠

職員一人一人が躍動でき、Well-beingが実現される環境整備が必要



公務組織を支える
多様で有為な人材の確保の
ための一体的な取組



職員個々の成長を通じた
組織パフォーマンスの
向上施策



多様なワークスタイル・ライフ
スタイル実現とWell-being
の土台となる環境整備

さらに、新時代にふさわしい公務員人事管理を実現すべく、有識者会議を設置し
聖域なく課題横断的に議論（令和6年秋を目途に最終提言）

1 公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組

課題認識

公務組織を支える多様で有為な人材を確保するためには、採用試験を通じた新規学卒者等の確保・育成だけでは組織を維持することは難しく、民間企業等で多様な経験や高度な専門性を有する人材をより一層公務に誘致し、確保することが不可欠。これを実現するため、採用手法、人材育成、給与等の在り方について一体的な取組を推進していく必要

課題への対応

民間と公務の知の融合の推進

実務の中核を担う人材の積極的誘致

幅広い府省において、民間人材等を政策・事業の実施等を担う係長級の職員として採用する試験を創設

官民人事交流の促進のための発信強化

交流経験者へのアンケート調査により、官民人事交流を通じて得られる効果等を把握し積極的に官民双方に向け発信

公務組織への円滑な適応支援(オンボーディング)の充実

民間人材等が早期に職場に適応し能力発揮できるようにするため、オンボーディング研修の拡充や好事例の共有等

採用試験の実施方法の見直し

採用試験改革を着実に進めるとともに、受験しやすい試験実施方法を実現する観点から、オンライン方式を活用した採用試験の実施に向けた課題等を整理・検討

今後の公務に求められる人材の戦略的確保に向けた取組

優秀な人材確保に資する採用戦略の検討

優秀な新規学卒者や民間人材、理系人材等の獲得に必要な採用戦略の在り方を多角的な観点から議論する場として、有識者を交えた意見交換スキームを創設

人材確保を支える処遇の実現

令和6年
給与アップデート

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

- ✓ 新卒初任給の引上げ
- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(若手・中堅優秀者の処遇引上げ、民間人材等の採用時給与のベース引上げ)
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ
- ✓ 特定任期付職員のボーナス拡充
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

非常勤職員制度の運用の在り方の検討

非常勤職員の人材確保も厳しさを増しているとの意見がある中、各府省の実態等を把握しつつ、制度の適切な運用の在り方等について検討

2 職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策

課題認識

職員のキャリア形成意識を各人の成長意欲等につなげ、組織全体のパフォーマンス向上等の原動力とすることが必要。そのため、職員個々のキャリアの明確化、幹部職員・管理職員のマネジメント力向上が不可欠。職員の学び直し、能力・実績に基づく登用等の推進も重要

課題への対応

職員の自律的なキャリア形成・主体的な学びの促進

- ✓ 20～30歳代の若手職員を対象としたキャリア支援研修やマネジメント層のキャリア支援力向上に資する取組を拡充
- ✓ 職員の自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しのため、内閣人事局や各府省と協力し、職員が学びに利用できる研修や研修教材等を整理・一覧化
- ✓ 職員個人の主体的な学びが「仕事にいかされ、キャリアパスにつながることを実感し、次の成長の意欲となる「学びと仕事の好循環」の形成に向け、各府省との意見交換も踏まえながら分析・検討し、可能な支援を実施
- ✓ 職員の健康への配慮のほか、職務専念義務、職務の公正な執行、国民の公務への信頼の確保の必要性を踏まえつつ、職員としての成長や組織のパフォーマンス向上等につながるような兼業の在り方について、各府省等の意見を聞きながら検討

個々の力を組織の力へつなげる取組

組織パフォーマンス向上に資する人事管理の推進

人事評価結果を任用・給与へ適切に反映。制度内容の周知等、必要な指導・支援を実施。また、人事管理におけるデジタル活用について内閣人事局、デジタル庁や各府省とも連携し検討

職員の役割・貢献に応じた処遇等の実現

令和6年
給与アップデート

役割や能力・実績等をより反映し、貢献にふさわしい処遇を実現

- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
- ✓ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
- ✓ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ

全国各地での行政サービスを維持するため勤務地の異なる人事配置を円滑化

- ✓ 地域手当の大きくり化
- ✓ 新幹線通勤に係る手当額見直し
- ✓ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

課題認識

価値観が多様化する中、個々の職員の事情を尊重した働き方を可能とする人事・給与制度の整備推進は、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境づくりにつながり、ひいては公務職場の魅力向上にも資する。こうした観点から、より柔軟な働き方を推進する取組等も求められる。また、超過勤務の縮減等、Well-beingの土台となる職場環境整備も急務

課題への対応

多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする取組

柔軟な働き方を実装するための制度改革の推進等

個々の職員の健康確保や希望に応じた働き方をより一層可能とするためのフレックスタイム制の見直し(※)、勤務間のインターバル確保、夏季休暇の使用可能期間及び年次休暇の使用単位の見直し、テレワークガイドラインの策定等

※ 一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)ための勤務時間法の改正を勧告

仕事と生活の両立支援

各府省等の要望、民間の状況等を踏まえ必要な方策を検討、両立支援制度の整備・周知等に取組

職員の選択を後押しする給与制度上の措置 令和6年 給与アップデート

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を給与制度上も後押し

- ✓ 扶養手当の見直し
- ✓ テレワーク関連手当の新設(本年勧告)
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給、新幹線通勤に係る手当額見直し

職員のWell-beingの土台づくりに資する取組

超過勤務の縮減 — 負のイメージの払拭に向けて

勤務時間調査・指導室における超過勤務時間の適正管理等の調査・指導について、地方官署への調査を新たに実施。今後体制強化を図り更に充実。国会対応業務について各府省に改善の取組を求め、引き続き関係各方面に理解と協力をお願い。業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。人事・給与関係業務の改善を実施

職員の健康増進 — 公務版の「健康経営」の推進等

官民調査を実施し、健康管理体制の充実や効果的な健康管理施策の推進に向けて検討。心の健康に関する各取組を推進

ゼロ・ハラスメントに向けた取組

本府省・地方機関の課長級以上の職員等に対し、ハラスメント防止対策に関する自身の役割の重要性の理解促進を図る研修を実施。相談担当者のニーズに応じた研修の充実やサポートするための体制整備の具体化等に取組

令和5年 勤務時間に関する勧告の骨子

I 現状

- 育児介護等職員については、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することが可能
- 一般の職員については、本年4月のフレックスタイム制の改正により、コアタイム及び1日の最短勤務時間数を免除する日を、週1日を限度に各省各庁の長が設定することが可能に。ただし、勤務時間法の規定により、当該日を勤務しない日とすることまではできず、柔軟化の効果が限定的

II 必要性

- 職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境を作り、公務職場の魅力向上を図るため、職員の希望や事情に応じた時間や場所での勤務を可能とする、より柔軟な働き方を推進する取組が求められている
- フレックスタイム制等の活用による柔軟な働き方の推進は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保を通じた公務職場の魅力向上につながるほか、公務能率の向上にも資するもの
- 単身赴任者の帰省、遠隔地に居住する親宅の訪問、通院、主体的な学びのための大学院通学等のために、平日に勤務しない日を設けるニーズは一般の職員にも広く存在。近年、ワーク・ライフ・バランスがより重視されていること、定年引上げに伴い高齢の親族を有する職員の増加が見込まれること、学びの奨励等が進んでいること等に鑑みれば、これらのニーズは今後ますます高まる

III 概要

勤務時間法を改正し、一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする。(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)

IV 施行日

令和7年4月1日

本年の給与勧告のポイント ～過去5年の平均と比べ、約10倍のペースアップ～

- ① 民間給与との較差:3,869円[0.96%]を解消するため、初任給を高卒:約8%[12,000円]、大卒:約6%[11,000円]引き上げる等、俸給表を引上げ改定
- ② ボーナスを0.10月分引上げ、民間の支給状況等を踏まえて期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分
- ③ テレワーク中心の働き方をとする職員の光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設[月額:3,000円]

※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)。大卒・高卒の初任給をともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以来33年ぶり。官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以来、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以来、26年ぶりの水準

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員は、労働基本権が制約されており、代償措置としての人事院勧告(給与勧告)に基づき給与を決定
- ・ 国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要がある。給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 主な給与決定要素を揃えた精密な比較を実施し、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること(民間準拠)を基本として給与勧告

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較 [約11,900民間事業所の約46万人の個人別給与を調査(完了率82.6%)して、精密な比較を実施]

月例給

公務と民間の本年4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

- 民間給与との較差 3,869円(0.96%) [行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 404,015円、平均年齢 42.4歳]

ボーナス

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の平均支給月数を比較

- 民間の支給割合 4.49月 [公務の平均支給月数…現行 4.40月]

2 給与改定の内容と考え方 [実施時期:令和5年4月1日(ボーナスは、法律の公布日)]

月例給

民間給与との較差(3,869円)を解消するため、俸給表を引上げ改定 [内訳:俸給 3,431円 はね返し分(※) 438円]

※ 俸給の改定により諸手当の額が増減する分

○ 俸給表

① 行政職俸給表(一)

- ・ 民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給を次のとおり引上げ
 - ◇一般職試験(高卒者)7.8%[12,000円] ◇一般職試験(大卒程度)5.9%[11,000円] ◇総合職試験(大卒程度)5.8%[11,000円]
- ・ 初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逐減させる形で引上げ改定
 - (平均改定率:全体 1.1%[1級 5.2%、2級 2.8%、3級 1.0%、4級 0.4%、5級以上 0.3%])
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額について、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定

② その他の俸給表

- ・ 行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は、行政職俸給表(一)10級の平均改定率[0.3%]と同程度の引上げ改定)

ボーナス

民間の支給状況に見合うよう引上げ 年間4.40月分→4.50月分(+0.10月分)

- ・ 民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和5年度 期末手当	1.20月(支給済み)	1.25月(現行1.20月)
勤勉手当	1.00月(支給済み)	1.05月(現行1.00月)
6年度 期末手当	1.225月	1.225月
以降 勤勉手当	1.025月	1.025月

その他

- ・ 初任給調整手当:医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定
- ・ 委員、顧問、参与等の手当:指定職俸給表の改定状況を踏まえ、支給限度額を引上げ

3 在宅勤務等手当の新設

在宅勤務等を中心とした働き方をする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設

手当の概要

- ・ 住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給
- ・ 手当額は月額3,000円
- ・ 令和6年4月1日から実施
- ・ 在宅勤務等手当の新設に伴う通勤手当の取扱いを措置

4 非常勤職員の給与

本年4月、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を、非常勤職員の給与に関する指針に追加。指針の内容に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導

【参考】

- ◇ 勤告後の平均給与（行政職俸給表(一)）月額 407,884円(+3,869円、+0.96%)、年間給与 6,731,000円(+105,000円、+1.6%)
- ◇ 勤告後の初任給（行政職俸給表(一)）総合職大卒[本府省] 249,640円 一般職大卒[地方機関] 196,200円 一般職高卒[地方機関] 166,600円
本府省業務調整手当を含む 地域手当非支給地 地域手当非支給地

※ このほか、昨年勤告時に表明した「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）」について、公務員人事管理に関する報告の中で、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案を現下の重要課題に即して整理・公表（別添参照）

【別添】給与制度のアップデート 概要

公務員人事管理に関する報告の中で記述

方向性

多様な人材の誘致と能力発揮・活躍
チーム・組織での円滑な機能
国民の理解や信頼

の調和

様々な立場から納得感のある、
分かりやすくインクルーシブ(包摂的)な体系
行政サービス提供体制や人材確保等にも配慮しつつ、
より職務や個人の能力・実績に応じた体系へ

令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案(主な取組事項)

1

人材の確保への対応

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

- ① 新規卒卒者、若手・中堅職員の処遇
 - ・ 新卒初任給の引上げ
 - ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
 - ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ
- ② 民間人材等の処遇
 - ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲)
 - ・ 特定任期付職員のボーナス拡充
 - ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

2

組織パフォーマンスの向上

役割や能力・実績等をより反映し貢献にふさわしい処遇とする一方、全国各地での行政サービス維持のため人事配置を円滑化

- ① 役割や活躍に応じた処遇
 - ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲)
 - ・ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
 - ・ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
 - ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ(再掲)
- ② 円滑な配置等への対応
 - ・ 地域手当の大きくくり化
 - ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し
 - ・ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

3

働き方やライフスタイルの多様化への対応

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を後押し

- ・ 扶養手当の見直し
- ・ テレワーク関連手当の新設【本年勤告】
- ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給(再掲)
- ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し(再掲)

※ 令和6年以降も、給与水準の在り方、65歳定年を見据えた給与カーブの在り方等については、引き続き分析・研究・検討

六 次回人事委員会の開催

令和5年8月23日(水) 午前10時00分から開催することとした。